

京都府公報

号 外 第 29 号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則 (医療課)	1

規 則

京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第29号

京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則

(京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則の一部改正)

第 1 条 京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則(昭和31年京都府規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項第 2 号に次のように加える。

- ウ 条例第 9 条第 1 項の規定による入寮の許可
- エ 条例第10条(条例第11条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し等
- オ 条例第11条第 1 項の規定による駐車場の使用の許可
- カ 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付
- キ 条例第15条の規定による使用料の減免

第 2 条第 5 項第 3 号カ中「第12条」を「第13条」に改め、同号中カをキとし、同号オ中「第10条第 4 項」を「第11条第 4 項」に改め、同号中オをカとし、同号エ中「第 9 条第 4 項」を「第10条第 4 項」に改め、同号中エをオとし、同号ウ中「第 8 条第 4 項」を「第 9 条第 5 項」に改め、同号中ウをエとし、同号イ中「第 7 条」を「第 8 条」に、「貸与の決定」を「貸与決定」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加え

る。

イ 規則第 7 条第 2 項の規定による届出書の受理(京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例施行規則(平成17年京都府規則第23号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) 申請者の学生寮使用料(京都府立看護学校条例(平成24年京都府条例第64号。以下「看護学校条例」という。)に定める学生寮使用料(看護学校条例第15条の規定により減免を受ける場合は、減免後の学生寮使用料)をいう。以下同じ。)の 6 分の 5 に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

第 4 条第 2 項各号中「相当する額の」を「係る」に、「5 日」を「10日」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (3) 学生寮使用料に係る修学資金 各年度分につき当該年度の最初の学生寮使用料に係る納付期限の日の10日前の日

第 4 条第 3 項中「同項第 1 号」を「授業料又は学生寮使用料(それぞれ同項第 1 号又は第 3 号)に、「以降に」を「の翌日以後の日を」に、「が到来する授業料に相当する額の」を「の日とする期間に係るものに限る。以下この項において「2 期分以降授業料等」という。)に係る」に、「者」を「申請者」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、2 期分以降授業料等の各納付期限の日の属する月の前月20日までに申請書が提出された当該各納付期限に係る 2 期分以降授業料等から、その貸与の対象とする。

第 5 条の見出しを「(貸与決定)」に改め、同条中「通知する」の右に「ものとする」を加える。

第 6 条第 1 項本文を次のように改める。

知事は、前条の貸与の決定(以下「貸与決定」という。)の通知を受けた者(以下「貸与決定者」という。)に対し、当該貸与決定に係る修学資金につ

いて、第4条第2項各号に掲げる区分(以下単に「区分」という。)ごとに、それぞれの納付期限の日までにこれを貸与するものとする。

第6条第2項中「者」を「貸与決定者」に、「前項」を「当該貸与決定に係る修学資金の区分ごとに、前項」に改め、「授業料に相当する額の」を削る。

第13条を第14条とする。

第12条第1項第3号中「第9条第1項第3号」を「第10条第1項第3号」に改め、同項第6号中「第9条第3項」を「第10条第3項」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条第4項中「通知する」の右に「ものとする」を加え、同条を第11条とする。

第9条第4項中「通知する」の右に「ものとする」を加え、同条を第10条とする。

第8条第1項中「者」を「貸与決定者」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 貸与決定が取り消されたとき。ただし、学生寮使用料に係る修学資金にあっては、次に掲げる事由により、その貸与決定が取り消されたときに限る。

ア 修学生が退学し、又は死亡したとき。

イ 他の区分の修学資金の貸与決定が同一の事由により取り消されたとき。

第8条第2項中「又は入学科」を「、入学科又は学生寮使用料」に、「又は第8条第2項ただし書」を「若しくは第8条第2項ただし書又は看護学校条例第14条ただし書」に、「還付の時に当該還付の額に相当する」を「各修学資金に係る貸与金の返還金として、その還付を受けた時に、その受けた」に改め、同条第5項中「通知する」の右に「ものとする」を加え、同条を第9条とする。

第7条の見出し中「貸与の決定」を「貸与決定」に改め、同条第1項中「修学資金の貸与決定通知を受けた者(以下「」及び「」という。)」を削り、「第5条の貸与の決定」を「その該当するに至った日の翌日以後の修学資金(貸与決定者が第3号に該当するに至ったときは、学生寮使用料に係る修学資金に限る。)の貸与に係る貸与決定」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 学生寮使用料に係る修学資金にあっては、退寮したとき。

第7条第2項中「貸与を」を「授業料に係る修学資金の貸与を」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「修学資金の貸与の決定」を「貸与決定」に改め、「通知する」の右に「ものとする」を加え、同項を同条第3項とし、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(貸与の辞退)

第7条 貸与決定者は、いつでも修学資金の貸与を辞退することができる。

2 貸与決定者は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、別に定める様式による届出書を知事に提

出しなければならない。

(京都府立看護学校条例施行規則の一部改正)

第3条 京都府立看護学校条例施行規則(平成25年京都府規則第11号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 看護学校(第1条—第15条)

第2章 学生寮(第16条—第19条)

第3章 雑則(第20条)

附則

第1章 看護学校

第16条中「この」を「条例及びこの」に、「運営」を「運営及び管理」に改め、同条を第20条とする。

第15条の次に次の1章及び章名を加える。

第2章 学生寮

(入寮手続)

第16条 条例第9条第1項の規定により学生寮に入寮しようとする者は、校長が別に定める期日までに、保証人が署名した入寮許可申請書兼保証書を校長に提出しなければならない。

2 第9条第2項及び第10条の規定は、前項の保証人について準用する。

(駐車場の使用手続)

第17条 条例第11条第1項の規定により駐車場を使用しようとする寮生は、校長が別に定める期日までに、駐車場使用許可申請書を校長に提出しなければならない。

(使用料の納付期限等)

第18条 学生寮使用料及び駐車場使用料(以下「使用料」という。)は、毎月末日(月の途中で退寮する場合の学生寮使用料にあっては当該退寮の日、月の途中で駐車場の使用を終了する場合の駐車場使用料にあっては当該終了の日)までに当該月分を納付しなければならない。

2 学生寮及び駐車場の使用の期間が1月未満の場合又はその期間に1月未満の端数を生じる場合における使用料の額の計算については、京都府財産取扱規則(昭和39年京都府規則第16号)第37条第1項第1号及び第3項の規定の例による。

(使用料の還付)

第19条 条例第14条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、校長が別に定める期日までに、還付申請書を校長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、学生寮及び駐車場の使用ができない期間が1月未満の場合又はその期間に1月未満の端数を生じる場合における条例第14条ただし書の規定により還付される使用料の額の計算について準用する。

第3章 雑則

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。